教育委員会会議次第

令和7年3月27日(木)14:30 小倉北区役所6階 教育委員会会議室

- 1 開 会
- 2 案 件
- (1)報告
 - 秘 報 告 第 4 号「北九州市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について」 (学校支援担当課長)
 - 秘 報告第5号「人事について」

(教職員課長)

秘 報告第6号「人事について」

(総務課長)

- (2) 議案
 - 議案第52号「北九州市立視聴覚センター管理規則の一部改正について」 (奉仕課長)
 - 議案第53号「北九州市立幼稚園規則の廃止について」

(学校規模適正化担当課長)

議案第54号「北九州市教育委員会職員人事評価規程等の一部改正に ついて」 (学校規模適正化担当課長)

議案第55号「北九州市立城南中学校寄宿舎管理規則の廃止について」 (総務課長)

議案第56号「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期 末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部改正について」

(制度服務担当課長)

- 一級 議案第57号「『北九州市教育委員会における懲戒処分の指針』の一部改正について」 (労務争訟担当課長)
- 一級 議案第58号「いじめ重大事態の調査結果の報告について」(学校支援担当課長)
- 総 議案第59号「いじめ重大事態の調査結果の報告について」(学校支援担当課長)
- 一級 議案第60号「北九州市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について」(学校支援担当課長)

⑩ 議案第61号「北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正 について」 (総務課長)

(3) その他報告 その他報告①「通学区域の変更について」 (学校規模適正化担当課長)

秘 その他報告②「審査請求について」

(労務争訟担当課長)

3 閉 会

教育委員会(定例会)

1 開催年月日 令和7年3月27日(木) 2 開催時間 15:05~16:42

3 開催場所 小倉北区役所6階 教育委員会会議室

4 出席者 (教育長) 田島 裕美

(教育委員) 大坪 靖直、郷田 郁子、香月 きよう子、中島 良、清成 真

5 事務局職員 教育次長 髙松 淳子

中央図書館長神野洋一総務部長大庭千枝教職員部長澤村宏志学校教育部長藤井創一教育相談・特別支援教育担当部長有田勝彦中央図書館副館長竹永政則

 総務課長
 久保 慶司

 企画調整課長
 栗原 健太郎

 学校規模適正化担当課長
 徳光 崇

教職員課長岡本 裕史労務争訟担当課長左方 佳明制度服務担当課長石本 弘一生徒指導課長山中 孝一学校支援担当課長中村 国彦学校支援担当課長辻 健一郎

中央図書館奉仕課長 綾塚 由美子

6 書 記 総務課庶務係長 桑本 清

総 務 課 中島 遥香

7 会議の次第 別紙のとおり

教育委員会(定例会)会議録(令和7年3月27日)

- 1 開 会
 - 14:30 田島教育長が開会を宣言
- 2 会議録署名委員の指名 田島教育長が会議録署名委員に、清成委員と郷田委員を指名。

以下の案件を非公開にすることを議決

- ・報告第4号「北九州市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について」
- ・議案第58号「いじめ重大事態の調査結果の報告について」
- ・議案第59号「いじめ重大事態の調査結果の報告について」
- ・議案第60号「北九州市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について」
- ・その他報告②「審査請求について」
- ・報告第5号「人事について」
- ・報告第6号「人事について」
- ・議案第57号「『北九州市教育委員会における懲戒処分の指針』の一部改正について」
- ・議案第61号「北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」
- 3 案 件
- (1)公開案件

議案第52号「北九州市立視聴覚センター管理規則の一部改正について」

本議案の提案理由を奉仕課長が説明。

[提案理由要旨]

中島委員/この改正自体に異論はないが、伺いたいことが2点ある。業務上、具体的にどのような支障があったのかということと、図書館の開館日に合わせるのではなく、休みを増やす改正にしたのは、どのような経緯だったのかを教えていただきたい。

奉 仕 課 長/令和5年度まで、視聴覚センターは4人体制としていたが、館長の兼務化や委託業務の廃止で会計年度への切り替えなどを行い、2名体制で運営することとした。しかし、その分、中央図書館奉仕課で視聴覚センターの経理事務を行ったり、連絡の調整が必要になった。また、館長が兼務となったが、本務が多忙となったことで、視聴覚センターの業務にあまり関わっていただくことができない状況となった。そのため、奉仕課長、奉仕係長、その他職員が「視聴覚センター」の職員の相談に応じることが非常に多くなっていた。そのため、営業日が異なることにより、連絡調整が滞ることや、「視聴覚センター」の会計年度職員が、非常に不安な状態で勤務していたという支障があった。

そこで営業日を合わせることにしたが、ご質問の「なぜ営業日ではなく、休館 日を合わせたのか」については、現在、視聴覚センターが教育センターの建物に 入っていることが大きな理由である。教育センター自体は、土・日・祝日が開い ていないため、図書館に合わせて視聴覚センターだけを休日に営業する形にはできない。そこで、休館日を合わせることにした。

中島委員/経緯を伺って納得した。特に人員配置の変更により、非常に負担がかかっていたとのこと。このように改正されるのは、とても大切なことだと思う。

原案可決

議案第53号、議案第54号について一括説明、一括質疑

議案第53号「北九州市立幼稚園規則の廃止について」 議案第54号「北九州市教育委員会職員人事評価規程等の一部改正について」

本議案の提案理由を学校規模適正化担当課長が説明。「提案理由要旨」

田島教育長/53号・54号の2件について、原案のとおり決定でよろしいか。 委 員 一 同/異議なし。

田島教育長/では、議案第53号・54号は、原案のとおり決定する。

原案可決

議案第55号、その他報告①について一括説明、一括質疑

議案第55号「北九州市立城南中学校寄宿舎管理規則の廃止について」 その他報告①「通学区域の変更について」

本議案の提案理由を総務課長・学校規模適正化担当課長が説明。 [提案理由要旨]

田島教育長/第55号については、議案のために採決を採る。 原案のとおり決定でよろしいか。

委員一同/異議なし。

田島教育長/では、議案第55号については原案のとおり決定とする。

原案可決

議案第56号「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部改正について」

本議案の提案理由を制度服務担当課長が説明。 [提案理由要旨]

香月委員/育児介護休業法による育児休業、介護休業等による休暇の場合は、無給のままだと記憶しているがそれでよいか。

制度服務担当課長/育児介護休業法の改正により、今回、改正の対象となるものは「時間外勤務の制限」である。ご質問のとおり、育児介護休業法では育児休業を取得する場合、当然無給となるが、その部分については、法律の規定とは齟齬なく本市も制定をしている。今回、育児介護休業法の改正規定では、既に我々が先行している事例が多々あり、法律が上回るものは「時間外勤務の制限」のみであった。よって、今回この部分の改正をさせていただいたということである。

香月委員/了解した。

原案可決

田島教育長/ここからは非公開案件に移る。 関係の方以外はご退出をお願いする。

(関係者以外退出)

(2) 非公開案件

議案第57号「『北九州市教育委員会における懲戒処分の指針』の一部改正について」

本議案の提案理由を労務争訟担当課長が説明。

継続審議

議案第58号「いじめ重大事態の調査結果の報告について」

本議案の提案理由を学校支援担当課長が説明。

原案可決

議案第59号「いじめ重大事態の調査結果の報告について」

本議案の提案理由を学校支援担当課長が説明。

原案可決

報告第4号「北九州市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について」 学校支援担当課長が報告。

報告終了

議案第60号「北九州市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について」 本議案の提案理由を学校支援担当課長が説明。

原案可決

報告第5号「人事について」

教職員課長が報告。

報告終了

その他報告②「審査請求について」

労務争訟担当課長が報告。

報告終了

報告第6号「人事について」

総務課長が報告。

報告終了

議案第61号「北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」 本議案の提案理由を総務課長が説明。

原案可決

4 閉 会

16:42 田島教育長が閉会を宣言